申入れ（全労働兵庫支部）議事概要（令和８年 10 月 16 日）

兵庫労働局長（当局）は、令和８年 10 月 16 日（金）、全労働兵庫支部執行委員長から、「2026 年全労働秋季統一要求書」等にかかる申入れを受け、その対応を行った。

この申入れの概要は、次のとおりである。

（全労働兵庫支部）

労働行政の定員が５年連続純増になったことは、これまで懸命に努力してきた職員の苦労が報われた大きな成果と言える。しかしながら、これまで連年続いてきた定員削減数には及ばず、さらに、労働行政需要の高まりから定員増の実感は遠く及んでいないのが職場の実感である。

加えて、これまでの定員合理化の結果として、国の行政機関の人的体制は脆弱化の一途をたどり、行政機能の低下を招いているばかりでなく、安定的な新規採用と人材の確保・育成がままならず、組織や業務の維持・発展が阻害されている。

一方、今年の人事院勧告について、２年連続で 3.5％以上月例給が改善され、特に再任用職員で 8.5％の月例給の改善が図られるとともに、一時金も 0.05 月分の引上げ勧告となった。しかしながら、継続する物価高騰に対応するものとは言えない。

その他、高齢期雇用の課題、都道府県労働局のあるべき人事制度、人事評価制度、人事異動期の課題、労働時間・休暇制度の改善、職員の健康・安全確保、非常勤職員の雇用の安定など多くの課題が山積している。

全労働は組合員とその家族の切実な要求に基づき、労働者・国民のための民主的な労働行政の確立と自らの労働条件改善を求め、2026 年全労働秋季統一要求書を提出する。

ついては、貴職が使用者としての責任と自覚に基づき、要求事項について誠意をもって解決にあたるとともに、要求事項について誠実な対応を要望する。

（当局）

提出された要求書等の各要求事項については、内容を検討の上、誠実に対応したい。